

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本構想

令和5年9月

取手市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関 する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標	10
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	11
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	12
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	12
2	その他農用地の効率的な利用に関する事項	12
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1	利用権設定等促進事業に関する事項	13
2	農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項	17
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	17
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	19
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する 事項	20
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	20
7	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定 する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 項に掲げる事業に関する事項	20
8	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	21
第 6	その他	21
別紙 1	(第 4 の 1 (1) ⑥関係)	22
別紙 2	(第 4 の 1 (2) 関係)	22

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 取手市は、茨城県の最南端に位置し、利根川と小貝川に囲まれ豊富な水と温暖な気候に恵まれて、古くから水稻を中心とした農業が営まれていた、高品質米生産を目指している。
 また、近年は首都圏近郊という立地条件を生かして、施設園芸及び露地野菜等も行なわれている。また、水稻だけでなく環境にやさしい営農活動に取り組む「環境保全型農業」と消費者に「安心・安全」提供するため、農産物直売所や生産者が自ら直売する地産地消も推進している。
 今後は、特にこのような施設園芸において、高収益の作目、作型を担い手中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。
 また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向とする農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸し借り等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。
 また、農家相互の労働力提供や農地の賃借等を推進し、その役割分担を図りつつ地域農業を展開していくとともに、このような農業生産展開基盤となる優良農地の確保を図ることを基盤として農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に務めるものとする。
- 2 取手市の農業構造については、急激な都市化の進展に伴い兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加してきている反面、農業従事者の高齢化が進み農業の担い手不足が深刻化している。
 また、こうした中で農地の資産的保有傾向が強く、規模拡大を志向する担い手農家への土地の流動化は顕著な進展がみられないまま推移してきたが、最近の農業、とりわけ米をめぐる情勢の変化により、今後急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。
 それゆえ、地域ごとに将来の担い手への集積・集約化の方針を定める「地域計画」により収集した農地と担い手の情報を共有し、地域の合意の下、対象となる担い手を明確にした上で、県、農地中間管理機構、市、農業委員会等の関係機関が一体となり、計画的、効率的に農地の集積・集約化を推進する。
- 3 取手市は、このような地域農業の現状及び今後の見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。
 具体的な経営の目標は、取手市及びその周辺市町村において、優良な経営事例を踏まえつつ、県基本方針を基に、地域における他産業従事者並の生涯所得を確保出来る年間労働時間及び年間農業所得の目標を次のとおりとし、これら農業経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目標とする。

年間労働時間	2,000時間程度（主たる農業従事者1人当たり）
年間農業所得	580万円程度（主たる農業従事者1人当たり）

取手市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が、地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、取手市は、隣接する守谷市及びつくばみらい市とともに、農業協同組合、農業委員会、地域農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として、取手市地域担い手育成総合支援協議会を設置することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して、上記取手市地域担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断・営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断等を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろう

とする意欲的な農業者に対しては、現在実施している取手市農業委員会・取手市地域担い手育成総合支援協議会及び茨城みなみ農業協同組合を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立とともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

また、地域によっては、他の農業者との調和に配慮しながら企業やNPO法人等が農業へ参入することを支援する。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、地域農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを持つと同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として位置づけられることから、オペレーターの育成・受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図る。

なお、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画書の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で、補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理・農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農地利用のこれらの認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、取手市が主体となって、関係機関・関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、各種事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 取手市は、取手市地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会等の開催を行う。

特に、適切な資金計画の下に設備投資を行っていくため、日本政策金融公庫等の参画を仰ぎつつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修を行う等、密接な指導を行っていく。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

取手市の新規就農者は近年少なく、認定新規就農者がいない年もある。従来からの基幹作物である稲作の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、取手市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

取手市の過去の実績をも踏まえて、年間1名以上の当該青年等の確保に努力していく。また、雇用就農の受け皿となる法人の増加についても努力していく。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

取手市及び周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を次のとおり目標とする。

年間労働時間	2,000時間程度（主たる農業従事者1人当たり）
年間農業所得	250万円程度（主たる農業従事者1人当たり）

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については地域農業改良普及センターや地域連携推進員、茨城みなみ農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(3) 推進する取組

取手市の大半が稲作地域であり、まとまった畑地が少ないため畑作物等での青年等の新規就農の確保は難しい事情がある。その中で、青年等の新規就農を確保する手段として稲作以外でも水田地帯に適し効率が良く、農業所得が期待できる作物等を地域農業改良普及センター等と協議して取組んでいく。

また、取手市全域を対象とし、まとまった面積は期待できないが、畑地・陸田等を利用したハウス・露地栽培等での畑作物にも取組んでいく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に取手市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、取手市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営体

- 1 普通作（水稲＋小麦＋作業受託）
- 2 普通作（水稲＋施設野菜（きゅうり））
- 3 普通作（水稲＋施設野菜（トマト））
- 4 普通作（水稲＋施設花卉（フリージア））
- 5 施設花卉（シクラメン＋花壇苗（パンジー））
- 6 普通作（水稲＋露地野菜（ねぎ））
- 7 果樹＋水稲（ぶどう＋水稲）
- 8 施設園芸（ハーブ＋いちご）

組織経営体

- 1 普通作（水稲）
〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 普通作 水稲＋小麦＋作業受託	<p><経営面積> 水田 2,750a (うち借地 1,300a)</p> <p><作付面積> 水稲 1,000a</p> <p>小麦 250a 作業受託 水稲 1,000a</p> <p><農業労働力> 基幹的専従者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p><経営の特徴> ・借地及び作業受託による大規模普通作経営 ・大型機械化体系により省力・低コスト化を実現する。</p> <p><資本装備> トラクター 70ps、50 各 1 台 高速施肥田植機 (6条) 1 台 自脱型コンバイン 5条刈 1 台 汎用コンバイン刈幅 2m 1/2 台 乗用管理機 1 台 乾燥機 50石2基 フォークリフト 1 台 トラック 1.5t 1 台 軽トラック 1 台</p> <p><土地利用・技術等> ・ブロックローテーションにより、水稲、麦を作付けする。</p>	<p>・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費削減。</p> <p>・借入地拡大のため、地主との信頼関係構築</p> <p>・作業計画を立て、効率的な作業</p> <p>・農繁期のピークを少なくするため、作業分散を考慮した作付計画</p> <p>・複式簿記による軽診断の実施</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・水稲の品種・作型を考慮し、作業配分を図る。</p>

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
2 普通作 水稲＋施設野菜 (きゅうり)	<p><経営面積></p> 水田 200a 畑 30a うちパイハウス 30a	<p><経営の特徴></p> ・促成きゅうり、抑制きゅうりの施設栽培に水稲を組み合わせた経営	<ul style="list-style-type: none"> ・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費削減。 ・複式簿記による経営診断の実施 ・青色申告実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の資質向上のため、先端技術等についての研修機会を設ける。
	<p><作付面積></p> 水稲 200a 促成きゅうり 30a 抑制きゅうり 30a	<p><資本装備></p> トラクター30ps 1台 パイハウス 30a 自動カーテン一式 暖房機 2台 無人防除機 1台 管理機(5ps) 1台 マニユアスプレッダ トラッ 1台 田植機 4条 1台		
	<p><農業労働力></p> 基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人			

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 普通作 水稲＋施設野菜 (トマト)	<p><経営面積></p> 水田 300a 畑 40a うちパイハウス 40a	<p><経営の特徴></p> ・促成トマトの施設栽培に水稲の組合せた経営	<ul style="list-style-type: none"> ・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費削減。 ・水稲収穫・調整作業は委託 ・複式簿記による経営診断の実施。 ・直売による有利販売を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制導入の検討
	<p><作付面積></p> 水稲 300a トマト 40a	<p><資本装備></p> トラクタ 30ps 1台 マニユアスプレッダ 1台鉄骨ハウス 25a フォークリフト 1台 軽トラック 1台 田植機 4条 1台		
	<p><農業労働力></p> 基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人	<p><土地利用・技術等></p> ・促成トマトの年1作 ・土壌改良材、堆肥投入		

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
4 普通作 水稻＋施設花卉 (フリージア)	<経営面積> 水田 350a 畑 35a うちガラス温室 30a <作付面積> 水稻 300a 部分作業委託 フリージア 20a (農業労働力) 基幹的専従者 1人 補助的従事者 2人 雇用労働 1人	<経営の特徴> ・フリージアの生産を主体とした鉢花＋水稻作の経営 <資本装備> ガラス温室及びベンチ 30a 自動カーテン一式 暖房機 2台 日よけ装置一式 給水施設一式 農用トラック トラクター(40ps) 1台 田植機(5条) 1台 刈取り、乾燥、調整は委託 <土地利用・技術等> ・水稻は部分作業委託・用土造り及び適期管理の徹底により良品生産に努める。 ・用土造り及び適期管理の徹底により良品生産に努める。	・需要動向を分析しニーズの高い品種、作型の導入を図るため、経営能力の向上に努める。 ・積極的に市場開拓を行い有利販売を図る。 ・複式簿記による経営診断の実施 ・直売による有利販売を図る。 ・青色申告の実施	・他産業並みの労働時間を実現するため補助従事者を確保する。 ・労働環境の快適化に努める。 ・従事者の資質向上のため、先端技術等についての研修機会を設ける。 ・休日制・月給制の導入。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
5 施設花卉 シクラメン+花壇苗 (パンジー)	<p><経営面積> 畑 30a (うちガラス温室 20a)</p> <p><作付面積> 部分作業委託 シクラメン 10a 花壇苗 10a (パンジー等)</p> <p><農業労働力> 基幹的専従者 1人 補助的従事者 1人 雇用労働 1人</p>	<p><経営の特徴> ・シクラメンの6号鉢生産を主体とした鉢花+苗物の経営</p> <p><資本装備> ガラス温室及びベンチ 20a パイプハウス7a 自動カーテン一式 暖房機 2台 日よけ装置一式 給水施設一式 農用トラック</p> <p><土地利用・技術等> ・施設花きはシクラメン+パンジー等との2作系 ・用土造り及び適期管理の徹底により良品生産に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・需要動向を分析しニーズの高い品種、作型の導入を図るため、経営能力の向上に努める。 ・積極的に市場開拓を行い有利販売を図る。 ・複式簿記による経営診断の実施 ・直売による有利販売を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・他産業並みの労働時間を実現するため補助従事者を確保する。 ・労働環境の快適化に努める。 ・従事者の資質向上のため、先端技術等についての研修機会を設ける。 ・休日制・月給制の導入。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
6 普通作 水稻+露地野菜 (ねぎ)	<p><経営面積> 水田 300a 畑 170a</p> <p><作付面積> 水稻 300a ネギ(春どり) 30a ネギ5・6月どり 20a ネギ夏どり 50a ネギ秋冬どり 70a</p> <p><農業労働力> 基幹的専従者 1人 補助的専従者 2人 臨時雇用 0.6人</p>	<p><経営の特徴> ・ねぎの周年出荷を主体とし、水稻の作業を加えた経営</p> <p><資本装備> ・トラクター30ps1台 ・ベストロボ 1台 ・軽トラック 1台 ・育苗ハウス ・田植機4条 1台</p> <p><土地利用・技術等> ねぎ年1作</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費の削減。 ・周年出荷による経営安定 ・水稻収穫調整作業は委託。 ・複式簿記の記帳。 ・青色申告の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
7 果樹＋水稲 ぶどう＋水稲	<p><経営面積></p> <p>樹園地 100a 水田 50a</p> <p><作付面積></p> <p>ブドウ 100a 水稲 50a</p> <p><農業労働力></p> <p>基幹的専従 1人 補助的専従 1人 臨時雇用 0.2人</p>	<p><経営の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無加温ハウス栽培と簡易被覆栽培を組合せた直売主体の施設果樹経営 <p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター30ps 1台 ・ビードスプレーヤー 1台 ・モアー 1台 ・軽トラック 1台 ・作業舎 20坪 ・直売所 10坪 ・田植機4条 1台 <p><土地利用・技術等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種構成は巨峰中心に欧州も、組み合わせる。 ・土づくりの徹底と高品質生産徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農機具、施設の耐用年数以上の使用による。 ・減価償却費削減 ・水稲収穫調整は委託 ・消費者ニーズに対応したブドウ品種の選定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
8 施設野菜 (ハーブ+いちご+ 水稲)	<p><経営面積></p> <p>普通畑 1,280a 水田 1,000a (内借入地 1,000a)</p> <p><作付面積></p> <p>ハーブ 1,250a いちご 30a 水稲 1,000a</p> <p><農業労働力></p> <p>基幹的専従者 1人 補助的従事者 4人</p>	<p><経営の特徴></p> <p>・自家製有機質肥料を取り入れた、良品安定生産による営農経営</p> <p><資本装備></p> <p>トラクター 2台 マニュアルレクター 2台 ダンプ (8t) 1台 (2t) 1台 軽 4台</p> <p><土地利用・技術等></p> <p>・全国各地にハーブを栽培し、年間を通じて出荷を行う</p>	<p>・土地の購入、借入地による経営面積の拡大を積極的に図る</p> <p>・環境保全の循環型農業を確立する</p> <p>・無農薬、無科学栽培を推進しコスト削減を図る</p> <p>・休憩室の完備、施設の空き地を利用し自家野菜の栽培を行う</p>	<p>・循環型農業の確立のために合理化を進める</p> <p>・農業経営のために、外国人留学生を受け入れている。</p>

〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 普通作 水稲	<p><経営面積></p> <p>水田 2,761a (全借地)</p> <p><作付面積></p> <p>水稲 2,761a (うち、新規需要米 99a)</p> <p><農業労働力></p> <p>基幹的専従者 4人 臨時雇用 多数</p>	<p><経営の特徴></p> <p>・農事組合法人による組織形態。</p> <p><資本装備></p> <p>トラクター(87PS) 1台 トラクター(50PS) 1台 トラクター(36PS) 1台 田植機(8条、6条) 各1台 コンバイン(6条刈) 1台 軽トラック 1台 乾燥機(60石3台) ドローン、暗渠堀、ハンマーナイフモア各1台</p>	<p>・借入地拡大のため、地主との信頼関係構築</p> <p>・農繁期にパート労働を活用した生産性の向上。</p> <p>・新型機械・施設を効率的に利用し、作業の効率化を進める。</p> <p>・構成員の役割分担明確化による作業効率の向上。</p> <p>・補助制度や各種農業制度資金を活用する。</p> <p>・ドローンによる農薬散布</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・パート労働の活用</p>

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農

の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、取手市及び周辺市町村における新規就農の事例を踏まえつつ、主要な営農類型については、「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標のとおりである。

個別経営体

- 1 普通作（水稲＋新規需要米）
- 2 普通作（水稲＋露地野菜（多品目））
- 3 露地野菜（多品目）

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 普通作 （水稲＋新規需要米）	<経営面積> 1,000a <作付面積> 水稲 600a 新規需要米 400a	<経営の特徴> ・親族からの継承を前提とした普通経営 <主な資本装備> トラクター コンバイン 乾燥機 軽トラック	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う ・青色申告の実施 ・財務分析による経営診断の実施 ・資金繰り、返済計画の作成と実行 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・農繁期においても週1日程度の休暇を取得

〔個別経営体〕

営農類型	営農規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
2 普通作 （水稲＋露地野菜（多品目））	<経営面積> 905a <作付面積> 水稲 800a ブロッコリー トウモロコシ ほか 105a	<経営の特徴> 親族からの継承を前提とした普通経営 <主な資本整備> 軽トラック トラクター コンバイン 乾燥設備 80石 畝立て成形機 動力噴霧器 育苗ハウス	・スマートフォンやタブレット端末による圃場管理アプリを活用した経営管理 ・青色申告の実施 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	・農繁期においても週1日程度の休暇を取得 ・休日制の導入 ・農閑期は週休完全二日制

〔個別経営体〕

営農類型	営農規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
3 露地野菜 (多品目)	<経営面積> 130a <作付面積> ナス 長ネギ ピーマン サツマイモ ジャガイモ 各 10a ほか多品目	<経営の特徴> 無化学肥料無農薬による露地野菜の生産。無化学肥料無農薬栽培に適した種子の育種・採種に取り組み、有機種子の販売、流通にも取り組む。 <主な資本整備> 軽トラック トラクター 管理機 耕耘機 保冷庫 井戸 ビニールハウス ほか	・PC導入による財務分析診断を実施し、資金繰り、返済計画書を作成し実行する。 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・休日制の導入

機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。
 家族労働力がある場合についても休日制を導入し、働きやすい環境を目指す。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、生活や農地・農業機械の取得などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

加えて、本市の将来の農業を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、ほかの仕事と共に農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材が、農業に就業すると共に地域に定着し活躍できるよう、これらの者に対して、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 就農希望者の受入から定着までのサポート体制及び体制の考え方

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、

就農等希望者に対する情報提供、居住に関する生活相談、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農用地等の取得サポートを行うと共に、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要なサポートを一貫して行う。

また、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、協議の場や地域計画の修正等を通じて、地域農業を担う者として当該者を育成する体制を強化する。

新たに農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展に導くと共に、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 市及び関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有

就農に向けた情報提供や就農・雇用先の相談については県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの取得については県農業大学校等、就農後の営農指導等のフォローアップについては農業普及指導センター、農業協同組合、茨城県農林振興公社、指導農業士、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

本市は、つくば地域就農支援協議会及び茨城みなみ農業協同組合と連携して、区域内における作付品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び関係機関へ情報提供する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占めるシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占めるシェアの目標	備 考
66%	効率的かつ安定的な農業経営を営む者の正当な権限に基づく農地の利用面積及び基幹的農作業受託面積のシェアの目標

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業を柱に、利用権設定等促進事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

取手市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、取手市の山間部では、市街化が進むことにより分散、減少傾向にあり、農作業の効率化や有効利用が図れないのが現状である。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進むことから、このままでは担い手が受けきれない農地が多く出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するための事業

等を実施する。

	取手市認定農業者等支援事業補助金
①農地利用集積	担い手農地利用集積促進事業補助金
②条件整備	認定農業者条件整備事業補助金

(3) 関係団体等との連携体制

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図ると共に、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

取手市は、茨城県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

取手市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業（改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」という。）に規定する農用地について利用権の設定等を促進する事業）
- ② 農地中間管理機構の特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

平坦部の高井地区、小文間六郷地区及び山王西部地区寺原地区及び藤代北部地区においては、圃場整備事業の実施が進められる見込みなので基盤整備事業を計画しているので、圃場区画の大型化や道水路の整備による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を推進し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるように努める。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては(ア)(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入

地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業又は法第7条第1号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が旧基盤強化法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められること。

イ 取手市長への確約書の提出や取手市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 取手市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を

内容とする農用地利用集積計画の作成に当たってはその利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。最終改正令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「旧基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 取手市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 取手市は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 取手市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

- ① 取手市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 取手市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定める旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 取手市は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 取手市は、（5）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、取手市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 取手市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用

地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2及び農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第60条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

取手市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

取手市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

取手市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

取手市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 取手市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 取手市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 取手市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を取手市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 取手市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2 農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 取手市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

- (2) 取手市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

取手市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行なう自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率

的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、旧基本要綱様式第4号の認定申請書を取手市に提出して、農用地利用規程について取手市の認定を受けることができる。

② 取手市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 取手市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を取手市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 農地所有適格法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該農地所有適格法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 農地所有適格法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 農地所有適格法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 農地所有適格法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 取手市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、農地所有適格法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた農地所有適格法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた農地所有適格法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 取手市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 取手市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、地域農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）の指導、助言を求めてきたときは、取手市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受委託料金の情報提供や、農作業受委託を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

（１）農作業の受委託の推進

取手市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

取手市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや地域農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し就農相談を実施し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組み

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため地域農業改良普及センター及び農業協同組合とも連携して、営農指導を行い作物の安定した栽培を促し、また生産物の販路の確保を支援する。

イ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウなどの習得については茨城県農業大学校、就農後の営農指導等ファローアップについては地域農業改良普及センター、JA組織、取手市認定農業者や指導農士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域

計画の区域の基準その他第4条第3項第1項に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

取手市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 取手市は、農業農村整備事業管理計画書に基づき、農業資産基盤整備・農村の生活環境整備・農地等保全管理の整備を図り地域振興に資するとともに、農村環境の改善、農業経営の効率かつ安定的な農業経営を目指すものが経営発展を図っていく上での条件整備を行う。

イ. 取手市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ. 取手市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ. 取手市は、農業集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ農業の担い手確保に努める。

オ. 取手市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行なうに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

取手市は、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実績に資することとなるよう、取手市地域担い手育成総合支援のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、取手市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付則

1. この基本構想は、平成6年12月9日から施行する。
2. この基本構想は、平成13年1月15日から施行する。
3. この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
4. この基本構想は、平成19年8月29日から施行する。
5. この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。
6. この基本構想は、平成23年11月9日から施行する。
7. この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。
8. この基本構想は、平成28年12月11日から施行する。
9. この基本構想は、令和3年10月11日から施行する。
10. この基本構想は、令和5年9月6日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧基盤強化法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧基盤強化法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は原則3年又は6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行なう場合は、開発してその効用を發揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て3年又は6年とすることが相当でないと認められる場合には、3年又は6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画において、利用権の設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときには、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする</p> <p>3. 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が、当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、当市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合。

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
Iの①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近隣の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近隣の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その農業用施設用地の近隣の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算出する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③借賃の決済方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のための農地を売却した者がその農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引、その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときには、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないうち、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を伴う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>